

国土企第29号
令和2年6月1日

各地方整備局用地部長
北海道開発局開発監理部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省土地・建設産業局企画課長
(公 印 省 略)

土地基本方針の策定について（通知）

第201回国会において土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）が成立し、土地基本法（平成元年法律第84号。以下「法」という。）については、本年3月31日に公布・施行されたところである。

それにもない、法第21条に基づき、政府は土地基本方針を新たに策定することとされており、同年5月26日に別紙のとおり閣議決定され、告示されたところである。

法第7条では、国及び地方公共団体は、法第2条から第5条に定める土地に関する新たな基本理念にのっとり、土地に関する施策を総合的に策定し、これを実施するものとされている。今般の法改正で創設された土地基本方針は、この国及び地方公共団体が講ずべき施策に関して、法第2章に定める土地の利用及び管理、土地の取引、土地の調査並びに土地に関する情報の提供に関する基本的施策その他の土地に関する施策の総合的な推進を図るため策定されたものであり、国、地方公共団体その他の関係者が一体性を持って土地に関する課題に取り組むことができるよう当面の施策の方向性を具体的に定めることを目的とするものである。

貴職におかれては、法及び土地基本方針の趣旨を十分に踏まえ、関係部局及び関係行政機関と協力の上、その趣旨が徹底されるよう適切に対応されたい。